

「ハンセン病回復者の人権問題」

全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長

こう み ち ひろ
神 美 知 宏

この講演記録は、2003年7月28日に人権相談員等の「養成講座」で神さんに講演いただいたものの記録を掲載しています（2回にわけて掲載します）。

自己紹介を兼ねて私のこれまでの人生、いろいろとお話します。

日頃から人権問題を中心にして差別問題に熱心に取り組んでおられるみなさん方に貴重な時間を割いてお集まりいただいたことに対して、また、私の話を聞いてもらえるということで喜んでかけつけてきました。大阪にも3、4回きましたが、今回ふたたび、研修会に呼んでいただきましてこと、にお礼を申しあげます。

◇ 日暮れをまって家を後にした

私は、1934年（昭和9）北九州で生まれました。父が、神社神官を営んでおり、5人兄弟の次男として生まれました。私がハンセン病を発病したのは17歳の時で、高校在学中、皮膚に赤い班点の様なものができたというのが初期の状態です。その段階では何の皮膚の病気が全くわからなく、ある程度様子を見ていたのですが、だんだんと症状も進み、これはほっとけないということで母親に連れられ、医療機関を訪ね歩きました。ただ近くにはハンセン病の初期症状だと診断していただける専門病院がなく、最終的に確定診断をくださるには専門の大病院を訪ねてもらうしかないというところまで進みました。

それから、家族でハンセン病がどんな病気か日本においてどのくらいの人がいるのか、どうゆうシステムで対策がとられているのかといろいろと調べました。そのなかでは、日本におけるハンセン病二関スル件政策は明治末期1907年に「癩予防法」が制定され、その法律にもとづいてハンセン病対策が推進されてきたという歴史

的経過が報告されています。

私の場合は、何の病気かを確定診断をしてもらわなければ、この病気の治療はすることができない、他のことをさしおいても、専門医の診察を受けなければならないということからはじまりました。しかし、私の家族が努力して集めた資料をみているとハンセン病が治る、治らないに関わらず、「らい予防法」という法律によってその病気にかかったものは強制的に国立ハンセン病療養所に入所しなくてはならない。入所したならばそこで一生を終るまで、その療養所から出さない、という法律で、国立のハンセン病療養所が管理運営されている。こうした専門医の診察を受けるのが前提として治療できた次第です。

私は高校に入ったばかりの17歳の少年で親元から離れたこともない全く世間知らずで、その病気に対しての取り組み、客観的な条件というものがどういう情勢にあるのかは全く親任せでした。

ただ、親は療養所で確定診断を受けたなら17歳の子どもを永久に手放さなければならぬという決断ができません。だんだん症状が進行するにつれて、そうもいかなかったことから、日が暮れるのを待って、北九州の自宅を後にしました。ただ、高校に退学届けを出さなければと両親から言われた時、私はそこまで考えていなかったのです。最初の大きな衝撃でした。これからこういった学校に行ってしまうことするのだと将来の夢をもっていましたので、学校への進学を断念しなければならぬ。いやがおうもなく心理的打撃を受けなければなりません。傷心な思いをもって母親と家を後にしまし



「プロミン」。ハンセン病の特効薬。1941年アメリカで使用されはじめ、1943年にその効果が確認された。日本では、1947年から使用が始まった。



長島（岡山県）にある火葬場。この火葬場は、「長島愛生園」と「邑久光明園」の共用として2000年12月まで使用されていた。

た。母親はまかり間違えたらこの子といっしょに死ぬ覚悟であったとあとで父親から聞かされました。

九州にも療養所がありましたが、北九州は差別がきつく、ここの家から出たとわかれば、村や町では暮らしていけない。しかも家族が結婚もできなくなる。病気で家を出たことがわかれば、家族の生活は実際破綻になるので神経質に内密にして、日暮れをまって北九州の家を後にしました。

◇ 本名と違う別の名前を

四国の療養所、香川県の高松市に行きました。栈橋に近いところにある診療所のようなところを訪ねてみますと、高松市沖合8キロのところ、船で30分かかるところの専門医に見てもらいたいために、国立ハンセン療養所「大島青松園」に行くことにしました。小さな周囲4キロぐらいの島で、島全体が療養所の形態をなしており、そこに出向ていきました。海に出て30分ほどで到着し、前もって連絡していたので主治医は待ちかまえていました。すぐに、診察が始まり5分もたたないうちにハンセン病だと確定診断が私に下されました。「とても、残念だけれど、君は『らい予防法』という法律でここに入所しなければならない。現時点では、今の法律では治ってもここから出てはいけない、ということも承知してほしい」とかなりのダメージを受けたことを昨日のこのようにあらためて思い出します。

入所の二つの手続きが始まりました。まず、受付でいわれたことは、「神 美知宏さん、この療養所において半数以上のものが、入所するにあたって園だけで通用する

偽名・仮名を使うので、あなたの本名と違う別の名前を考えます。この療養所に入所したことが外部にばれないようにするためです。人にばれたら差別により家族の生活と人権が非常におびやかされる。いままって、一家心中だとか家族の離散を招くことがあるのでこの偽名を使うことをおすすめします」と。相談して「神崎正男」と申請しました。非常に多感な少年だった17歳の私は療養所から2度と出さないことと両親からいただいた名前を使わず偽名を使うこと、これで自分の人生は抹殺された、両親からいただいた「神 美知宏」は今日かぎり使えないといった衝撃的なものでした。

そしてもうひとつの手続きは「解剖承諾書」に捺印することでした。なぜ、国立ハンセン療養所入所するのにあたって、「解剖承諾書」に捺印しなければならないのか。その手続きこそ「あなたはここで死んでもらいます」と証明することでありました。私は、治療して家族のもとに帰りたい、友達のいる学校に行きたいという意欲と希望に満ちているのに、頭から冷たい水をあびせられた気持ちになりました。目の前もまっ暗になり、希望もなくなり生きていく望みを失ってしまいました。

子どもながら島全体4キロあまりのハンセン療養所内を歩き回りました。園内の中央の小高いところに「納骨堂」があり、国立療養所であるから、最優先して治ったならば、社会復帰するのが一般的な考えだけれど、ことハンセン病に関してはそういった常識が全く通じないことを納骨堂を前にして身を切り裂かれる思いにかられ、失望にかられました。そして、療養所で生きていくことを余儀なくされました。



ハンセン病患者とその配偶者への断種・墮胎手術が行われていた。1980年代に入っても、毎年、数人の墮胎手術がなされていた。

◇ なぜ「らい予防法」が生き続けたか

国の財政を最小限に節減するため、ハンセン病の運営費を抑えるため、療養所を管理運営するために必要な職員は最低限に押さえられ、施設を運営するために必要欠くべからず労力は軽症患者に頼るしかありませんでした。私も症状が軽症者の人たちとあまりかわらなかったので、義務的に私に課された仕事のひとつは、重症患者の24時間の付き添いをまず一ヵ月やるということでした。それから治療のための消毒だとかあるいは入所している人達の食事の世話などでした。共同浴場の薪割り、あるいは不自由な人の洗濯、療養所の中で亡くなった人たちの火葬が軽症患者に義務付けられていました。こうしたことがまだ20歳前の私に義務づけられていたのは、とても大きな衝撃でした。

療養所に来るまではどこの病院にいても確定診断されなかったし、治療もうけられない。「らい予防法」という法律によってハンセン病療養所でしか治療を受けられない。入ったならば、治っても外にださない、といった法律「らい予防法」がつい7年前、1996年まで存続していたのです。2年前の熊本地方裁判所の判決を待つまでもなく、日本におけるハンセン病政策は憲法の基本理念にあきらかに違反するという判決が出されました。また、一方国際ハンセン病学会においても、WHOにしても1960年代、昭和35年ぐらいたびかさねて「日本における強制隔離絶滅政策はまちがっている。人間としてのあつかいをしなさい」とやかましく勧告をうけていましたが、政府も、日本のハンセン病学会もそうゆう国際会議やWHOの勧告を無視しつづけました。

少しきつい言い方になりますが、日本の政策というのはハンセン病になった者は国の何の利益にもならない、生産力にも軍事力にも役に立たない、人間としてみなされないとい、軍国主義時代に国の重荷になるという思想が中心になっており、そういう人たちに対して国の予算を使うのは極力抑えていくということが、国のハンセン病政策の基本でした。

日本国憲法が世界に冠たる憲法だといわれている最大の理由は、実に3本の柱があるからだと思います。ひとつは「平和主義」、ひとつは「主権在民」、ひとつは「基本的人権の尊重」というのがあるにもかかわらず、人間的あつかいをしない日本の「らい予防法」を、すみやかに改正するよう国際的な指摘を受けても7年前まで、見直しをしなかった最大の理由は、私なりの分析からいうと国民のみなさま方が日本におけるハンセン病政策を認めてもやむを得ないこととして、その方針を無批判に肯定してきた。国というのは国民の中から大きな声として出てこないことに対しては、とりあげようもしない、考えようもしない、そういう体質が日本の官僚機構で一番おおきな病気みたいなものとしてはっきり生き続けています。

◇ 政府を動かした大きな力

話が前後しますが、2年前の熊本地裁における判決が出されたのが、5月11日でした。国のハンセン病政策はあきらかにまちがいであった。はじめて目からウロコが流れ落ちたこの判決をどう受けとめるか、ということが政府でも問題となり、小泉総理を中心に1週間余りは混乱していました。熊本地裁によって出された判決をど

園内だけで通用する通貨（園内通用券）。主に戦前、逃走防止の目的で使用されたとされる。



う受けとめるのか、どう対応していくかという相談が盛んに行われておりました。

私たちは断じてその判決を支持しており、苦労の上、勝ち取った判決ですから、非は非として国は判決を正直に受けとめるべきだ、控訴すべきではない。市民のみなさま方の支持を受けて小泉さんは森山法務大臣と坂口厚生労働大臣と三者で協議を重ねながら最終的に「控訴するか、しないか」の決断を出すと言明しておりました。非常に微妙な時が1週間ほど流れました。その間に国民のみなさんによせられた電話・ファクス・メール・電報、そういうものが首相官邸に山ほどきたということの報告でした。

初めて自分たちの知らないところでそういうひどいことが国の名において行なわれてきた、非常な衝撃を受けたと、市民のみなさんこそが、この問題に抜本的に立ち上がってきました。マスメディアも毎日のようにこのニュースを流し続けておりました。それを見た市民のみなさま方は平和に見える日本の社会に「らい予防法」における非人間的扱いがずっと続けられてきたということが明らかになったことが、大変衝撃を受けて、たくさん市民のみなさんが立ち上がってくれて政府を動かす大きな力になりました。

控訴を断念する2、3日前の話ですが、私どもの生の考え方をこの際、坂口厚生労働大臣にぶつけなくてはならないと、非公式にある小さな庭を借り、テーブルを挟んで坂口さんと全療協会長と私と3人で話をしました。「厚生労働大臣坂口さん、あなたはどのように考えていらっしゃるのですか」と話し合いは続けました。「あなたこそ、厚生労働大臣じゃないですか、その前にあなた

は医者ではないんですか。人間的に道理的にヒューマニズム精神にかえて考えなければならないのは、まずのあなたじゃないんですか。大臣という立場、政治家という立場に軸足を置いてこの問題の結論を出そうとしているのですか、その前に医者としての立場に軸足を置いてこの問題に結論を出そうとしているのかお聞かせ下さい」というやりとりが20分ほど続いたのです。

坂口さんは一見正直な人のお見受けいたしました。頭をかかえこんでわたしたちの話しかけ、主張をだまっとうつむいて聞いていました。最終的に坂口さんは「わかりました」と、一言を残して私たちの話は終わりました。

その翌日、坂口さんは、赤裸々に語られました。「自分は断じて控訴してはならない。判決を国は全面的に受け入れるべきだ。もし私の主張が取り上げられない場合は即刻、厚生労働大臣をやめる」と記者団に言明され、そのことが大きく影響したわけでした。坂口さんはまっすぐ私の気持ちを受けとめていたわけだと実感しました。

そういうこともあって、国が全面的に判決を受けとめることになり、過ちを認め、総理大臣をはじめ坂口厚生労働大臣も、全国の入所者や家族に対して初めて謝罪をしたわけです。謝罪をするということは、国のやってきた政策の非を認めることであり、判決を受けて政府はハンセン病対策に対するどのような取り組み方をしているかをあとにつづりたいと思います。

（つづきは「次号」に掲載）